

各務原市初任給、昇格、昇給等決定評価委員会設置要綱

(平成15年12月24日決裁)

(設置)

第1条 各務原市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第70号）に基づく職員の初任給、昇格、昇給等及び各務原市職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和38年条例第39号）に基づく分限に関して必要な事項を審査するため、各務原市初任給、昇格、昇給等決定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 経験年数を有する者（2級以上の職務の級に決定される者に限る。）その他の特に審査を要すると認められる者に係る初任給の決定に関すること。
- (2) 勤務成績について特に審査を要すると認められる職員（職務の級が1級から4級までの職員に限る。）の昇格（人事異動を伴うものを除く。）に関すること。
- (3) 各務原市職員の分限の手続及び効果に関する条例第2条第1項の規定による降任若しくは免職、同条例第8条第1項の規定による降格又は同条例第9条の規定による降号に関すること。
- (4) 各務原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年規則第3号）第37条第4項に規定するA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合が同項の市長の定める割合を超える場合における当該昇給区分の調整その他の特に審査を要すると認められる昇給、号給の調整等に関すること。
- (5) 人事評価の結果による勤勉手当の成績率（各務原市職員の給与の支給に関する規則（昭和38年規則第45号）第37条に規定する成績率をいう。）の決定に関し、特に審査を要すると認められること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び3人以内の委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、人事担当部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、必要の都度、部長、次長又は課長の職にある者の中から市長が任命し、審査終了後、解任されるものとする。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 人事担当課長は、委員会の会議に出席して、当該事案について説明するものとする。

3 委員長は、必要があるときは、所属長その他関係者を委員会の会議に出席させて、当該事案について説明を求めることができる。

(委員会の報告)

第5条 委員会は、事案の審査を終えたときは、その決定事項を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、人事担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成16年5月20日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成20年3月13日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成28年2月26日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成28年10月31日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成30年9月5日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日決裁) 抄

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月26日決裁)

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日決裁)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日決裁）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。